

# 群馬大学医学部同窓会・刀城クラブ会則

## 第1章 総 則

第 1 条 本会は、群馬大学医学部同窓会・刀城クラブと称し、本部を群馬大学医学部刀城会館に置く。

第 2 条 本会は、役員会の承認を経て、都道府県支部若しくは地区支部を置くことができる。

2 支部についての細則は、別に定める。

## 第2章 目的及び事業

第 3 条 本会は、会員相互の親睦と研修を図るとともに、群馬大学医学部の発展に寄与し、併せて学術研究の向上に貢献することを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行い、広く社会に貢献する。

- (1) 会員相互の親睦と発展に関する事業。
- (2) 会報、会員名簿等の発行。
- (3) 講演会、研究会等の開催。
- (4) 表彰・奨学・補助金制度の実施。
- (5) その他役員会で必要と認めた事業。

## 第3章 会 員

第 5 条 本会は次の各号に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 正会員 前橋医学専門学校・前橋医科大学・群馬大学医学部医学科・群馬大学大学院医学研究科の出身者、群馬大学医学部医学科及び群馬大学大学院医学研究科の学生。
- (2) 準会員 他大学出身者のうち、本学で所定の研修修了後、教育・研究活動に参画し、かつ本会の趣旨に賛同し役員会の承認を得た者。
- (3) 特別会員 群馬大学医学部及び本学に関係ある者で、役員会の承認を得た者。
- (4) 名誉会員 本会に対し功労顕著なる者で、役員会で推薦され総会の承認を得た者。

第 6 条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 禁治産者若しくは準禁治産者となったとき。
- (3) 死亡若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 除名されたとき。

第 7 条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

第 8 条 会員が次号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長はこれを除名するこ

とができる。

- (1) 本会の名誉を著しく傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本会会員としての義務に著しく違反したとき。
- (3) 学生の正会員が、卒業又は修了資格を喪失したとき。

第 9 条 会員は住所、氏名、勤務先等に変更を生じた場合は、本会に通知するものとする。

#### 第 4 章 役 員

第 10 条 本会に次の役員を置き、その任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- (1) 会 長
- (2) 副 会 長 7 人
- (3) 幹 事 長 1 人
- (4) 会 計 1 人
- (5) 会計監査 2 人
- (6) 幹 事 クラス幹事 2 人、支部長又は支部幹事 1 人
- (7) 各種委員会委員
  - ア 総務委員 6 人程度
  - イ 財務委員 6 人程度
  - ウ 学術委員 6 人程度
  - エ 将来計画委員 6 人程度
  - オ 広報委員 6 人程度
  - カ 表彰・奨学・補助金制度委員 6 人程度
  - キ 刀城クラブ会報編集委員 6 人程度
  - ク 学生委員 若干人

2 役員は、任期満了後も後任者が選出されるまではその職務を行うものとする。

3 学生委員の任期は 1 年とする。

第 11 条 会長は、正会員のうちから役員会において選出する。

2 会長の選出方法については、別に定める。

3 会長は本会を代表し、会務を総理する。

第 12 条 副会長は正会員の中から会長が選出し、役員会の承認を得る。

2 副会長は会長を補佐し、会長の委任により会務の総理を代行することができる。

第 13 条 幹事は正会員のうちから、各クラス幹事 2 人、各支部幹事 1 人を選出する。

第 14 条 幹事長は役員会において選出し、会長がこれを任命する。

2 幹事長は会長を補佐し、役員会の議事運営と会務を執行する。

第 15 条 会計は役員会において選出し、会長がこれを任命する。

2 会計は本会の会計を受け持ち、幹事長を補佐して会務を執行する。

第 16 条 会計監査は正会員のうちから選出し、会長がこれを委嘱する。

2 会計監査は、本会の会計を監査する。

第 17 条 各種委員会委員は、各委員長の推薦する正会員のうちから役員会で選出し、会長

がこれを委嘱する。

2 委員会委員長は、副会長のうちから、会長が指名する者をもって充てる。

第 18 条 本会の事業遂行のため必要ある時は、別に委員会を置くことができる。

2 委員は、会長がこれを委嘱する。

第 19 条 本会に、会長の委嘱により事務職員を置くことができる。

2 事務職員は会計及び会務を補佐する。

3 事務職員に対する細則は、別に定める。

第 20 条 医学部同窓会・刀城クラブに顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長経験者または同窓会の発展に著しく寄与した者で、役員会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

第 21 条 役員の任免は、役員会の承認を必要とする。

2 役員に欠員を生じた場合は、役員会の議を経て、補欠の役員を補充することができる。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第 5 章 会 議

第 22 条 本会の会議は、総会、役員会及び各種委員会とする。

第 23 条 定時総会は、毎年 1 回、会長がこれを招集する。

2 臨時総会は、役員会の承認を経て、会長が招集することができる。

3 総会における議事運営方法については、別に定める。

第 24 条 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 事業計画及び収支予算。

(2) 事業報告及び収支決算。

(3) 会則並びに規約の変更。

(4) 会長の承認、副会長及び役員の人事。

(5) 名誉会員の承認。

(6) その他役員会において必要と認めた重要事項。

第 25 条 役員会は、役員により組織する。

2 役員会は毎月 1 回会長が招集し、本会の事業運営に関する諸般の事項を立案・審議し決定する。

3 事務長は、役員会に出席して審議に加わることができる。

第 26 条 総務委員会は、本会の諸事項を総合的に検討する。

第 27 条 財務委員会は、本会の財務及び予算について検討する。

第 28 条 学術委員会は、本会の学術面に関する諸事項を検討する。

第 29 条 将来計画委員会は本会の将来計画についての諸事項を検討する。

第 30 条 広報委員会は、広報についての諸事項を検討する。

第 31 条 表彰・奨学・補助金制度運営委員会は、別に定める規約により、該当者の選考を行う。

第 32 条 刀城クラブ会報編集委員会は、刀城クラブ会報の発行を行う。

## 第6章 会計

第33条 本会の会計年度は、7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

第34条 本会の会計は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第35条 本会の入会金は、20,000円とし、本学医学部医学科入学者は入学時に終身会費150,000円を納入しなければならない。

2 第5条第1号に該当する大学院医学研究科入学者で、他大学出身者は入学時に終身会費150,000円を納入することを原則とする。

3 準会員は入会金20,000円を納入しなければならない。

4 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

## 第7章 会則変更等

第36条 本会則は、役員会の議を経て、総会の議決がなければ改正することができない。

第37条 本会施行に必要な事項は、細則をもって定めることができる。

第38条 規約及び細則は役員会が定める。

### 附 則

1 本会則は平成11年10月7日から施行する。

2 本会則施行の際に現に役員職にある者は、この会則により役員に選出されたものとみなす。

3 改正後の会則第33条の規定は、平成12年度入学者から適用し、平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。

### 附 則

1 本会則は平成12年9月28日から施行する。

### 附 則

1 本会則は平成26年10月18日から施行する。

### 附 則

1 本会則は平成27年10月17日から施行する。